1 議 事 日 程(第1日)

(平成24年第3回有田川町議会定例会)

平成24年9月10日 午前9時30分開会 於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第5 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて 平成24年度有田川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 報告第20号 平成23年度有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第7 議案第67号 平成24年度有田川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第68号 平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第9 議案第69号 平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第10 議案第70号 平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号号)
- 日程第11 議案第71号 平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正 予算(第1号)
- 日程第12 議案第72号 平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第13 議案第73号 平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第14 報告第74号 平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第15 議案第75号 平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第16 議案第76号 平成23年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第77号 平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第18 議案第78号 平成23年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第19 議案第79号 平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について

日程第20	議案第80号	平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
		定について
日程第21	議案第81号	平成23年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第22	議案第82号	平成23年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認
		定について
日程第23	議案第83号	平成23年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定
		について
日程第24	議案第84号	平成23年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第25	議案第85号	平成23年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入
		歳出決算の認定について
日程第26	議案第86号	平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
		認定について
日程第27	議案第87号	平成23年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第28	議案第88号	平成23年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第29	議案第89号	平成23年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第30	議案第90号	平成23年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第31	議案第91号	平成23年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第32	議案第92号	平成23年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認
		定について
日程第33	議案第93号	有田川町景観条例の制定について
日程第34	議案第94号	有田川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第95号	有田川町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につい
		7
日程第36	議案第96号	有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
		いて
日程第37	議案第97号	有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第98号	有田川町道路線の廃止について
日程第39	議案第99号	有田川町道路線の認定について
日程第40	議案第100号	有田川町道路線の廃止について

日程第41 議案第101号 有田川町道路線の認定について 日程第42 議案第102号 有田川町道路線の廃止について 日程第43 議案第103号 有田川町道路線の認定について 日程第44 議案第104号 有田川町道路線の廃止について 日程第45 議案第105号 有田川町道路線の認定について 日程第46 議案第106号 有田川町道路線の認定について 日程第47 議案第107号 有田川町道路線の廃止について 日程第48 議案第108号 有田川町道路線の認定について

日程第49 議案第109号 有田川町道路線の廃止について

日程第50 議案第110号 有田川町道路線の認定について

日程第51 議案第111号 平成24年度都市農山漁村総合交流促進施設レストラン・物販 棟新築工事の請負契約について

日程第52 議案第112号 平成24年度有田川町防災施設整備(消防庁舎)建築工事の請 負契約について

日程第53 議案第113号 平成24年度有田川町防災施設整備電気設備工事の請負契約に ついて

日程第54 議案第114号 平成24年度有田川町防災施設整備機械設備工事の請負契約に ついて

日程第55 議案第115号 財産の取得について

日程第56 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 日程第57 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	増	谷		憲	2番	堀	江	眞智	習子
3番	橋	爪	弘	典	4番	東		武	史
5番	岡		省	吾	6番	前	勢	利	夫
7番	湊		正	剛	8番	佐々	木	裕	哲
9番	森	本		明	10番	殿	井		堯
11番	坂	上	東洋	羊士	12番	楠	部	重	計
13番	新	家		弘	14番	西		弘	義
15番	中	Щ		進	16番	竹	本	和	泰
17番	亀	井	次	男	18番	森	谷	信	哉

- 3 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4 遅刻議員は次のとおりである(なし)
- 5 会議録署名議員

8番 佐々木 裕 哲 12番 楠 部 重 計

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名(15名)

町 長 中 山 正 隆 副町 長 山崎博司 清水行政局長 保 田 永一郎 消 前 田 英 幸 防 長 総務政策部長 武内宜夫 住民税務部長 坂 上 泰 司 守 建設環境部長 前 福祉保健部長 中島詳 裕 產業振興部長 福原茂記 総務課長 田代定昭 孝 茂 教育委員長 企画財政課長 早 田 智 代 林 教 育 長 教 育 部 長 三 角 楠木茂 治 監 査 委 員 栩 野 信 義

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

事務局長 山本泰司 書 記 林 美穂

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長(中山 進)

おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達していますので、第3回有田川町議会定例会は成立いたしました。 ただいまから、平成24年第3回有田川町議会定例会を開会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

開議 9時31分

○議長(中山 進)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

…………日程第1 会議録署名議員の指名…………

○議長(中山 進)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、 8番、佐々木裕哲君、12番、楠部重計君を指名します。

………日程第2 会期の決定…………

○議長(中山 進)

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、9月4日に開催されました委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、森本明君。

○議会運営委員長(森本 明)

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げ

ます。

去る9月4日、午後1時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から9月27日までの18日間と決定させていただきました。なお、一般質問は20日、21日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第57までの報告2件、議案49件、諮問2件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第19号及び第20号、議案第111号から 第115号までの議案5件、合計7件の審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう各議員の御協力 をお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長(中山 進)

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月27日までの18日間に決定しました。

………日程第3 諸般の報告…………

○議長(中山 進)

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出されました案件は、報告2件、議案49件、諮問2件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか14人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました陳情・要望について、過疎地の郵便局の営業日や営業時間の短縮の検討見直しを求める意見書提出の陳情は総務文教常任委員会に、県道生石公園線整備促進に関する要望書は産業建設常任委員会に、お手元に配付の文書表のとおり、それぞれ付託をすることに決定しましたので御了承願います。

次に、監査委員より、平成24年5月、6月、7月分の例月現金出納検査の結果及び平成23年度、平成24年度の有田川町水道事業の出納検査・定期監査の結果を受けていますので、お手元に配付のとおり報告いたします。

なお、平成23年度一般会計及び各特別会計の決算認定に係る説明資料として、お

手元に配付されていることも申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

…………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について…………

○議長(中山 進)

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

総務文教常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る8月29日、30日の2 日間にわたり実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長、殿井堯君。

○総務文教常任委員長 (殿井 堯)

おはようございます。

ただいま議長の御指名をいただきましたんで、総務文教常任委員会の視察の報告を させていただきます。

去る8月29日、30日の2日間にわたり、兵庫県豊岡市、京都府久御山町の視察を行いました。初日、29日は豊岡市を訪問し、幼児期における運動遊び事業等保育所の運営についての意見交換をいたしました。

豊岡市は兵庫県の北東部に位置し、平成17年に1市5町で合併しできた町で、人口8万5,000人、面積697平方キロメートル、市面積の8割を森林が占めています。国指定の特別天然記念物「コウノトリ」が自然放鳥され、人里で野生復帰を目指す世界的にも例がない取り組みを進めている市でもあります。

豊岡市では、直接、保育現場の西保育所を訪問し、実施されている心豊かな子どもの育成をする取り組みとして、幼児期における運動遊び事業について、実際に行っている現場の見学をさせていただき、その目的、事業実施の経緯についてお聞きいたしました。現在の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちの遊びの群れ遊びが少なくなり、動的な遊びから静的な遊びに移行してきました。この遊びの変化こそが、体力の低下だけでなく、切れる、暴れる、校内暴力などといった心に関する教育問題と大きく関係していることがわかってきたし、子どもたちが群れ遊びを通じて友達とのコミュニケーションを学び、運動する喜びを経験し、心まで育てていくことがわかってきました。それで、この運動遊びの事業を取り入れたとのことでありました。子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、鉄棒や跳び箱、ロープを使った遊び等、動的な遊びを日常保育の中に取り入れていました。

子どもたちが楽しそうに生き生きと遊んでいる中にも、挨拶、団体生活に必要な規律も含めて指導をしている姿に共感を覚えるとともに、こちらもまた子どものころに戻ったように懐かしく楽しくなりました。運動のできたときの喜び、達成感、満足感を自信につなげ、挑戦する気持ちや意欲を育てるとともに、友達同士のコミュニケーションをとりながら遊ぶことで、我慢したり、人を思いやったり、仲よくしたりする気持ちを育み、心豊かな人間の育成を目指している説明を受けました。

昨今、子どもたちは習い事、塾等に大切な時間を奪われ、屋外で遊ぶことが少なくなってきているように感じます。もう一度、大切な子どもたちの育て方について考えることも大切だと感じました。

さて、1日目に豊岡市へ行かせてもらったわけですが、この体育の物すごい肝心な大切さ、1個のことに対して返事、行儀、全てを織り込んでやっていると。こういうことの体験で、実際に見させてもらって、僕としたら感動を覚えました。そういうことで、教育長、教育部長がここにおられますけれども、有田川町の教育のほうからこの豊岡市へ派遣し、どういうことをやってるんかということで、今度、教育委員会のこども教育課において実施しようやないかとして、教育が保育所の担当になっていますんで、そういうことをとり入れて頑張ってやってもらってると。この13日の総務文教の委員会においてその視察を行うということで、たいへん実のある運動なんで、総務文教だけじゃなく、御霊保育所で1時からこの運動を皆さんに公開して、どういうことをやっているか、どういうことを豊岡市から受け入れたっていうことを、総務文教は視察に入るんですけれども、総務文教だけじゃなく、皆様方ももし参加できる時間であれば、今言われたように御霊保育所で1時からやりますんで、多数参加して、一遍見てほしいと思います。

それと、2日目は京都市の久御山町を訪問しました。久御山町は、京都の都心から南へ15キロメートルに位置し、人口は1万6,000人、面積は13.86平方キロメートル、近年、第2京阪道、京滋バイパスの開通等、幹線道路が町の中央を通り、大阪、京都の交通のかなめになっている町であり、多くの企業が立地し、活発な産業活動が展開されている無交付団体の町であります。

久御山町では、平成15年から実施されている幼保一体運営、幼保小中一貫教育について説明を受けました。幼保一体運営について、安心して子どもを出産し育てられるよう子育で支援の一環として、また幼稚園児と保育所児が分け隔でなく同じ環境で同じ教育を受けられることにより、小学校以降の生活・学習の基盤を育て、スムーズに小学校へ入学ができるように、5歳児からの幼保一体化を実施しているとのことでありました。乳幼児の保育は生後6カ月以上からで、6カ月未満は家庭で保育してもらうとのことでありました。

幼児期から義務教育15年間を見通した保育・教育の充実を目指し、町内の教育機関や保護者、地域の方が一体となって子どもたちを育てていこうという考えから、幼保小中一貫的教育をスタートさせたとのお話でありました。保育所・幼稚園の先生、学校の先生と指導者同士の連携、交流を行い、また幼稚園児と小学生の交流、小学生と中学生の交流も行っているとのことでありました。

有田川町においても、有田川町における学園構想を打ち立て、学校、家庭、地域のつながりを大切に、中学校区を一つの教育のまとまりと捉えて、保育所での保育と小・中学校における教育をつなげ、つながりと一貫性を意識した取り組みを進めてい

っています。この2日間の視察は、未来の有田川町を託す子どもたちをどのような環境で育てていくのか、改めて考える視察となりました。

以上、総務文教常任委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長(中山 進)

続いて、住民福祉常任委員会による所管事務調査、視察研修が、去る7月25日、 26日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたしま す

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長(増谷 憲)

ただいま議長のお許しを得ましたので、住民福祉常任委員会の研修視察報告をさせていただきます。

去る7月25日から26日の2日間にわたり、住民福祉常任委員会の所管事務調査のため視察研修を行いました。今回の視察は、地域福祉推進条例を制定しての取り組みや福祉バス運行の取り組み、介護保険の広域化での取り組みについて、長野県茅野市と健康づくり計画や福祉の面から公共交通に取り組んでいる木曽町の取り組みを研修してきました。視察には、当委員会6人、福祉保健部長、議会事務局の計8人で行き、我が町でも課題になっている点に生かせることがないのかどうか深めてきましたので、その内容を御報告いたします。

初日の25日は、長野県茅野市であります。茅野市は諏訪湖に近く、人口約5万6,700人、2万2,000世帯、面積288平方キロメートル、一般会計予算は約220億円前後です。

まず、茅野市地域福祉の推進についてであります。

茅野市は30年来、諏訪中央病院と開業医が中心になり地域医療を進めてきました。 しかし、2~3カ月で入退院する方が多く、なぜだろうという問題意識が出されました。 そして、そういう方々の生活はどうなっているのかとなり、これは医療だけでな く福祉とのつながりが必要となってきます。さらに子育てや教育の問題も浮かんでき ます。そこから、市の福祉はどうあるべきかとなってきます。

茅野市は、もともと在宅支援の取り組みや公民館活動が盛んでありました。さらに生涯学習が盛んでありましたので、市民意識調査をすることになりました。意識調査の結果、福祉や環境への比重を高めることを希望する声が多く出されます。これがまちづくりの方向になっていきます。このような取り組みの中で、1、市民の一人一人が主役となり、ともに生きることができる、2、市民が生涯にわたって健やかに安心して暮らせる、3、ふれあい、学びあい、支えあいの心があふれる、4、すべての市民が豊かにかつ快適に生活することができるということを基本にしながら、茅野市地域福祉計画などを作成して、地域福祉推進条例が平成16年4月1日から施行となります。この条例の前文には、「私たちは、いつまでも住みなれたこの家で暮らしたい

と思っています」、「私たちは、子どもやお年寄りや障がいのある人もない人も、すべての市民が明るく安心して暮らせる地域づくりが大切だと考えます」、「私たちは、福祉でまちづくりを推進します」と明記されています。

以上から、子どもから高齢者、障がい者までをトータルで福祉の推進を図っていくことを基本にしながら、社会的弱者などができるだけ地域で住み続けられる体制を、行政が民間、地域と一緒になって進めようとしているところに特色があります。地域に4つの保健福祉センターが開設され、24時間体制で総合的な相談窓口を設け、地域を訪問できる体制がとられています。ですから、その効果は、例えば医療費の実績からも読み取れます。1人当たりの国保の医療費は、2008年度で全国平均が約28万1,200円、長野県が約26万5,300円、これに対して茅野市は、約24万2,500円と全国平均よりも約3万9,000円低くなっています。1人当たりの老人医療費では、2007年の実績で、全国は約86万9,600円、長野県が約71万5,600円、これに対して茅野市は約63万4,400円と全国平均より約23万5,000円低くなっています。1人当たり後期高齢者医療では、2010年の実績で全国平均は約90万4,800円、長野県は約77万1,000円、これに対して茅野市は、約71万6,700円と全国平均より約18万8,000円低くなっています。

さらに、有働正治氏著書の「まちで雇用を増やす」では、患者の残院日数は15.4日短縮し、医療の充実を図った結果、大幅な雇用も生まれ、平成10年と16年の比較で121人の雇用がふえ、市が提出した資料を分析し、経済効果が55億円を超えていると指摘しています。また、サンデー毎日、2012年7月22日号で特集記事「年金移住するならこの県、この街」で、医療が充実している市として茅野市を紹介しています。

次に、福祉バスの実績と効果についてであります。

バス3台、20人乗りで12路線を、主に65歳以上の方、障がい者の社会参加を目的として運行しています。通院や温泉、買い物に利用されています。週1回の運行で上限300円のバス代です。対象者は、利用者証を運賃支払い時に運転手に見せます。一般の方も乗車できますが、運賃は路線バスの料金となります。1日平均の利用者は28.1人、女性で87%、高齢者95%となっています。民間会社は1社しかなく、問題ないと言います。委託料は、年間3台分で900万円以内となっています。900万円を超える分は会社が負担することになっています。

次に、介護保険事業を広域化で取り組んでいることについてであります。

平成15年4月1日、第2期から6市町村の広域で実施しています。岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村が諏訪広域連合をつくって介護保険事業を実施しています。

この周辺自治体では、市町村合併の動きがありましたが合併に至らず、平成15年

に合併の機運が高まり、介護保険事業を広域化して合併につなげようということから 介護保険の広域化が始まります。認定調査や保険料の徴収は各市町村で実施します。 5期目の65歳以上の保険料基準額は4,750円となっています。そして、保険料 は10段階に分かれています。

その他として、1、居住保証要綱について、2、ふれあい里山づくり条例の実績と効果について、3、小水力発電事業の効果の見込みについて、4、公共下水道事業の収支状況について、資料提供を求めました。

続いて2日目の26日、長野県木曽町を視察いたしました。木曽町は、平成17年 11月1日、4町村が合併して木曽町になりました。人口1万2,600人、約5, 100世帯、面積476.06平方キロメートル、高齢化率は35%、ひとり暮らし 老人は790人です。一般会計予算は約92億円前後です。

まず、木曽町の健康づくりについてであります。

全国の市町村は、健康増進法の施行から健康増進計画の策定が求められています。 木曽町では、町民の健康づくり計画を策定するために、事業者や各学校などにアンケートを実施し、平成23年から27年度までの計画書をつくります。計画書には、木曽町に住んでいる一人一人が主人公となって取り組む健康づくりと、それを木曽町が応援するための環境づくりを目指しています。その目標を実現するために、「心のこと」、「身体のこと」、「食のこと」、「歯のこと」、「アルコール・たばこのこと」の5項目を計画の柱にして、項目別に個人、家庭、地域、園、学校、職場、関係機関、町それぞれの分野での役割を明記しています。

計画書は3年ごとに見直しをします。計画の特徴は、それぞれの分野の目標値を決めたことです。例えば、木曽町健康づくり計画には、主な指標として、体のことでは、早寝早起きできる、適正体重の維持、定期的に運動できる、21時に寝る3歳児の割合を18%から30%まで引き上げる。

心のことでは、楽しみや生きがいを持つ、ストレスに気づき自分に合ったストレスの対処をする、楽しみや趣味、生きがいがある人の割合を84.3%から増加させる。 食のことでは、健康的な食生活習慣を身につける、食に対する意識を高める、地域の食材や郷土食を大切にし次世代に伝える、毎食、主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合を61.4%から70%に引き上げる。

歯のことでは、8020運動の推進のために、歯の健康に関する継続した情報提供をする、う歯(子どもの歯)保有率を減らす、う歯治療率をふやす、定期的に歯科健診に行く人をふやす、毎食後、歯磨きする人の割合を48%から60%に引き上げる、アルコール・たばこのことでは、適正飲酒の正しい知識の普及、たばこの健康被害の情報提供、たばこによる疾病・死亡の減少を目指す、喫煙者の割合を男性で21.9%から15%に減らす、女性で2.2%から1%に減らすとなっています。この支える体制では、保健師は10人、栄養士3人、3カ所の各支所へ1人ずつ配置、1人

は包括センターへ配置しています。

また、特定健診率は48%です。集団健診や人間ドックには限界があるとして、個人が進んで病院などで受診されるよう働きかけています。保健師などが電話したり、地域を訪問しています。食生活の改善では、地域でバイキング料理をして、自分がとったおかずなどのカロリーが合計何カロリーになるか出して、カロリーのとり過ぎの注意喚起もされています。

次に、木曽町の過疎化・高齢化対策として、木曽町生活交通システムについてであります。

町民の約3分の1が交通不便者、特に高齢者や高校生が不便を来しています。町村 合併前の公共交通は、さまざまな運行形態と課題がありました。

まず、運行形態などはさまざまでありました。民間事業者の運行、廃止路線代替バス、町村のコミュニティーバス、スクールバス、園児バス、高校生特発バス、高齢者福祉乗車券交付、高校生通学定期券補助などです。2つ目に、旧町村間での運行サービスの格差が大きかったようです。例えば、巡回バスを無料で走らせていた村や廃止路線代替バスは1日2往復のみなどです。3つ目に、運賃の負担が大きいことです。普通運賃で片道1,560円、バス最長区間が36.5キロメートル、高校生の通学定期が年間30万円も要ったことです。こうした状況とあわせて、バス事業者が撤退した路線を町がかわって運行することになります。幹線バスと地域内循環バス、ディマンドタクシーなどを組み合わせた総合的なバス・タクシーシステムに変えていきます。また、スクールバスも利用して混乗しています。

運行形態は、木曽福島市街地から旧3町村の中心地までを連絡します。そして、各地域内は路線バスの乗り継ぎができるよう、巡回バス、ディマンド乗り合いタクシーを地域に合わせて運行しています。乗り継ぎの場所は、各地区の支所などの主要地点としています。バス停約250カ所、運行路線系統の距離が延べ543キロメートル、バス停や時刻表は町が作成しています。年間の利用者数は、20万人から21.6万人となっています。運賃は200円となっています。観光客から運賃が200円と安いので、これでいいのかとよく聞かれるそうです。運行業務は町内3業者に委託。そして、住民アンケートに取り組む中で、1日の運行本数や運賃などを決めています。

事業費ですが、平成23年度の決算額は、支出で1億7,214万5,000円余り、そのうち主なものは運賃委託で約1億6,706万6,150円、収入は4,096万円余りで、そのうち主なものは運賃収入2,833万円となっています。差し引き約1億3,118万円が赤字となっておりますが、この赤字額の8割を特別交付税で措置してもらい、残り2割を木曽町が負担しています。

今後の課題として、運賃の問題や利用促進対策を挙げています。この利用対策で、 個人時刻表(マイ時刻表)の普及があります。パソコンで自分の乗りたいバス停とお りたいバス停を入力すると、自分に合った時刻表が打ち出せるようになっています。 また、ディマンド乗り合いタクシーの問題として、利用は登録制で、自宅がバス停から1キロメートル離れている交通不便者を対象としています。このような現状から、利用したくても利用できない町民が多いようです。

以上の交通体系から見て、まだまだ課題も多くありますが、町民へのアンケートに基づく運行形態の実施、交通弱者の立場を考えて常に改善していく姿勢で取り組んでいることはいいことだと思います。有田川町も赤字部分への特別交付税措置は8割まで利用できるのになぜ申請しないのか、活用すべきだと思います。また、民間業者との連携をどうとるのかも大きな課題ですが、木曽町ではうまくいっているようです。有田川町では粘り強い取り組みが求められると思います。

その他として、1、子育て支援事業-保育協力員「おじいちゃん先生」について、 1、住宅リフォーム補助制度の実績と効果について、3、公共下水道事業の収支状況 について、4、介護保険事業の広域化について資料提供を求めました。

終わりに、この2日間の研修は、有田川町の今後の重要課題になってくる高齢化・ 過疎化対策の中心は福祉部門の充実にあることは間違いのないことであり、そういう 意味から健康対策や交通弱者対策を研修できたことは、私たち議員に重要な示唆を与 えてくれたことを申し上げまして、住民福祉常任委員会の視察研修報告とさせていた だきます。

○議長(中山 進)

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第57までの議案53件を一括議題としたいと思いますが、これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第57までの議案53件を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長(中山正隆)

おはようございます。

もう9月10日ですけれども、普通、毎年であれば少し涼しくなるんですが、なかなか涼しくならなくて、また今週も後半から35度前後の日が続くようであります。

本日ここに、平成24年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

報告第19号は、平成24年度有田川町一般会計補正予算第2号として、地方自治

法第179条第1項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の補正は、本年6月21日、22日発生の豪雨等により町道に災害が発生し、 緊急に工事を施工し、住民の生活の安全を確保する必要が生じたために、早急に予算 措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、 補正後の予算総額は166億8,300万7,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしましては、繰越金を充当しております。

報告第20号は、平成23年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の経営健全化をあらわす資本 不足比率を算出し、監査委員の意見を付した上で議会に報告するものであります。

議案第67号は、平成24年度有田川町一般会計補正予算第3号であります。

今回の補正の主なものは、共通するものとして、職員の人事異動による配置がえに 伴い、各科目において職員給与等の増減補正を行っています。

2款総務費の賦課徴収費では、所得の修正申告に係る過誤納付還付金等270万円 を、3款民生費の障害者福祉費では、委託料として125万円や平成23年度の精算 に係る国庫負担金の返納金等として146万9、000円を、老人福祉費では、介護 保険事業特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金として1,294万8,00 0円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金として120万円、児童手 当特例給付費として600万円を、4款衛生費の予防費では、予防接種法の改正によ り医師等報償費を158万8、000円減額し、予防接種委託料として413万7、 000円を増額、環境衛生費として、かねてより和歌山県と協議を重ねてまいりまし た二川ダムの維持放流水を利用した小水力発電施設の設置について、このたび県と協 議が整いましたので、その施設の建設に向けての調査設計委託料として600万円と 債務負担行為の追加を、上水道施設では、簡易水道事業特別会計への繰出金を1,1 38万4,000円の減額、5款労働費の労働諸費では、県の緊急雇用創出基金事業 の追加に係るものとして495万円を、6款農林水産業費の農業振興費では、鳥獣被 害防止総合対策交付金事業補助金などに1,810万円を、農地費として、県営中山 間地域ほ場環境整備モデル事業の負担金として750万円を、排水事業費として、農 業集落排水事業特別会計繰出金に263万3,000円を、森林整備費として、間伐 等実施事業補助金に536万2、000円を、治山事業費として、県土防災対策治山 事業に670万2、000円を、7款商工費の観光費では、かなや明恵峡温泉特別会 計繰出金として524万6,000円を、8款土木費の道路橋りょう維持費では、機 械器具借上料に300万円、町道出長田堤防線の維持修繕事業に1、400万円を、 公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金として1,005万5,000円 を、11款災害復旧費の農地災害復旧費では、工事請負費に1,200万円をそれぞ れ補正し、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,177万2,000円を追加 し、補正後の予算総額は168億3,477万9,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、地方交付税、国・県支出金、基金繰入金及び 町債などを充てることにいたしております。

議案第68号は、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、医療給付費等負担金の前年度分返納金等に4,294万3,000円を、保険税還付金として200万円を、また人事異動による配置がえに伴う職員給与費など補正し、補正総額は4,666万1,000円を追加し、補正後の予算総額は37億2,921万2,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金及び繰越金を充てることにいたしております。

議案第69号は、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置がえに伴う職員給与費に510万7,000円を、保健衛生普及費の1日ドックや脳ドックの助成に250万円をそれぞれ補正し、補正総額は760万7,000円を追加し、補正後の予算総額は6億8,442万円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、一般会計繰入金などを充てることにいたして おります。

議案第70号は、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置がえに伴う職員給与費に784万1,000円、基金積立金に1,663万5,000円、国庫交付金等の前年度返納金として688万2,000円を、予備費に613万7,000円をそれぞれ補正し、補正総額は3,749万5,000円を追加し、補正後の予算総額は26億1,718万6,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰 入金及び繰越金を充てることにいたしております。

議案第71号は、平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費の測量設計監理等委託料に110万円を追加し、補正後の予算総額は293万9,000円と相なります。

なお、この財源といたしましては、基金繰入金を充てることにしています。

議案第72号は、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、人事異動による配置がえに伴い、職員給与費1,138万4,00 0を減額するものです。補正後の予算総額は5億9,283万1,000円と相なり ました。

なお、補正財源は一般会計からの繰入金を減額することにいたしております。

議案第73号は、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、人事異動による配置がえに伴い、職員給与費に1,005万5,000円を追加するものです。補正後の予算総額は11億5,954万7,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、一般会計繰入金を充てることにしております。 議案第74号は、平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号 であります。

今回の補正は、人事異動による配置がえに伴い、職員給与費263万3,000円 を追加するものです。補正後の予算総額は3億69万5,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、一般会計繰入金を充てることといたしております。

議案第75号は、平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費の修繕料などに524万6,000円を追加するものです。補正後の予算総額は1億2,671万2,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、一般会計繰入金を充てることといたしております。

続いて、議案第76号から議案第92号までの17議案につきましては、平成23年度有田川町一般会計及び特別会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、各会計管理者及び建設環境部長より説明させることにいたします。 議案第93号は、有田川町景観条例の制定についてであります。

本条例は、有田川流域の独特な地形に造成された棚田や段々畑の美しい農林業の景観や歴史的文化遺産など、有田川町らしい景観の価値に気づき、景観に対する町民意識の高揚を図り、有田川町らしい良好な景観の形成を推進していくことを目的として制定するものであります。

議案第94号は、有田川町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。 本条例は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、現行の有田川町防災会 議条例の一部を改正するものであります。

議案第95号は、有田川町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について であります。

本条例も、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、現行の有田川町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

議案第96号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てであります。

本条例は、平成24年4月1日から休校してきた修理川小学校について、社団法人和歌山県福祉事業団より障害者の方を対象にした有田生活介護事業所として使用した旨の要望があり、この小学校については将来的にも児童の増加は望めない状況にあることから、今回、休校から廃止への手続が必要となり、地方自治法第244条の2の規定により、現行の有田川町立学校条例の一部を改正するものであります。

議案第97号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに 関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成24年3月 27日に公布され、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている急速充電設 備について、対象火気設備等の種類に追加するとともに、これを設置する際の位置、 構造及び管理に関する基準の細目を新たに定めるなどの条例の制定に関する基準の改 正が行われたことにより、有田川町火災予防条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第98号から議案第110号までについては、有田川町道の路線の廃止と認定についてであります。

これらにつきましては、現在、北部農免道路、南部農免道路及び南部農免道路支線 1号として供用されて以来、地域間を連絡する主要道路として産業振興や経済効果に もたいへん重要な役割を果たしていることから、今回、道路台帳を整備する際に廃止 や認定をお願いするものであります。

議案第98号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字田口地内、町道田口千葉山線延長3,806.75メートルを、道路 法の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第99号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字田口及び大賀畑地内、町道田口千葉山線延長6,179.75メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第100号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字徳田地内、町道徳田吉見線延長590.61メートルを、道路法の規 定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第101号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字徳田及び吉見地内、町道徳田吉見線延長2,790.61メートルを、 道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第102号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字吉見地内、町道吉見西谷線延長854.31メートルを、道路法の規 定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第103号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字吉見地内、町道吉見西谷線延長589.31メートルを、道路法の規 定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第104号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字奥地内、町道矢熊池線延長1,295.85メートルを、道路法の規 定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第105号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字奥地内、町道矢熊池線延長913.85メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第106号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字吉見及び奥地内、町道吉見奥線延長2,551.10メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第107号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字奥地内、町道市伏池線延長314.02メートルを、道路法の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第108号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字奥及び植野地内、町道市伏池線の延長790.22メートルを、道路 法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第109号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字奥及び下津野地内、町道手水池奥線延長1,199.75メートルを、 道路法の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第110号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字奥及び下津野地内、町道手水池奥線延長1,441.75メートルを、 道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第111号は、平成24年度都市農山漁村総合交流促進施設レストラン・物販 棟新築工事の請負契約についてであります。

平成24年度都市農山漁村総合交流促進施設レストラン・物販棟新築工事を施工するため、平成24年8月30日、9業者を指名し競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字栗生245番地2、株式会社辻本組、代表取締役辻本忠信氏が8,767万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第112号は、平成24年度有田川町防災施設整備消防庁舎建築工事の請負契約についてであります。

平成24年度有田川町防災施設整備消防庁舎建築工事を施工するため、平成24年8月30日、13業者を指名し競争入札に付したところ、大阪市中央区北浜東4番33号、株式会社大林組、大阪本店専務執行役員、大阪本店長長谷川博氏が5億6,019万6,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり議会

の議決をお願いするものであります。

議案第113号は、平成24年度有田川町防災施設整備電気設備工事の請負契約についてであります。

平成24年度有田川町防災施設整備電気設備工事を施工するため、平成24年8月30日、7業者を指名し競争入札に付したところ、和歌山市西浜3丁目7番64号、株式会社かんでんエンジニアリング、和歌山支店、和歌山支店長松田庄蔵氏が1億1,954万2,500円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第114号は、平成24年度有田川町防災施設整備機械設備工事の請負契約についてであります。

平成24年度有田川町防災施設整備機械設備工事を施工するため、平成24年8月30日、9業者を指名し競争入札に付したところ、和歌山市中365番地1号、東洋熱工業株式会社、和歌山営業所、所長清水敦史氏が9,103万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第115号は、財産取得についてであります。

平成24年度和歌山県石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、消防団乙種衣の購入について。

平成24年8月30日、6業者を指名し競争入札に付したところ、有田市宮原町新町227の6、有限会社ボウキョウ、代表取締役谷口富夫氏が1,199万6,250円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに ついてであります。

人権擁護委員、山崎一幸氏が、平成24年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号も同じく人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員、三ツ村あけみ氏が、平成24年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、後任に人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する有田川町大字青田108番地1、山口芳子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で提出議案に対する私の説明が終わりました。何とぞ御審議の上、御賛同賜わりますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(中山 進)

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いします。

住民税務部長、坂上泰司君。

○住民税務部長(坂上泰司)

それでは、議案第76号から議案第91号までの平成23年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、決算状況につきましては、それぞれの関係書類の詳細に記載されております ので、概要のみの説明とさせていただきます。

お手元に配付してございます平成23年度有田川町一般会計、特別会計、決算説明 資料に基づきまして御説明申し上げます。

なお、この資料の金額は1,000円単位で、比率や割合につきましては小数点第 1位となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、1ページの決算総括表をごらんください。

一般会計と15の特別会計の歳入歳出決算状況でございます。表の一番下ですが、 一般会計と特別会計の予算現額合計277億1,297万1,000円に対しまして、 歳入歳出決算額合計は259億5,395万4,000円で、予算現額に対する収入 率は93.7%となっております。

次に、歳出ですが、歳出決算額合計や254億3,589万2,000円で、予算現額に対する執行率は91.8%となっております。歳入歳出差引額の合計は5億1,806万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源の合計1億2,989万6,00円を差し引きいたしました実質収支額は3億8,816万6,000円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

議案第76号、有田川町一般会計歳入歳出決算から御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入決算状況をごらんください。歳入合計は169億7, 835万5, 000円で、前年度と比較いたしまして362, 021万4, 000円、率にいたしまして1.9%の減となっております。

増減の主なものを申し上げますと、10款地方交付税の1億2,345万7,000円の減、14款国庫支出金の3億2,170万1,000円の減、15款県支出金の1億7,680万1,000円の減となった一方、21款町債が4億1,130万円の増となっております。歳入に占める割合で最も高いのが、10款地方交付税の42.5%、1款町税の17%、21款町債の15%の順となっております。

歳入総額のうち自主財源は39億7,509万5,000円で、前年度と比べまして7,759万1,000円、率にして1.9%の減となっておりまして、18款繰入金及び19款繰越金の減が主な要因となっております。また、自主財源の構成比では23.4%で、前年度と同率となっております。

次に3ページ、一般会計歳出決算状況をごらんください。

歳出合計は165億6,216万3,000円で、前年度と比較して3億1,84 2万1,000円、率にして1.9%の減となっております。

増減の主なものを申し上げますと、まず2款総務費は、主に経済危機対策事業や公共投資臨時交付金事業などが終了したことにより、前年度より3億51万6,000円、12.2%の減、10款教育費は、主に吉備中学校建設事業の増により前年度より4億2,064万1,000円、27.2%の増、11款災害復旧費は、台風12号等による被害で林業、公共土木施設の災害復旧費の増により前年度より3億6,019万5,000円、305.6%の増、13款諸支出金は、財政調整基金の2億円を初め各基金積立金の減額により前年度より7億6,108万9,000円、47.1%の減となっております。

また収支の状況につきましては、下の表でありますが、歳入歳出差引額 4 億 1 , 6 1 9 万 2 , 0 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 2 , 3 2 6 万 9 , 0 0 0 円を差し引きいたしました実質収支額は、2 億 9 , 2 9 2 万 3 , 0 0 0 円となっております。次に、4 ページをごらんください。

議案第77号、有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税10億1,026万円、3款国庫支出金10億3,987万円で、歳入合計36億3,158万4,000円となっております。 歳出の主なものは、2款保険給付費22億9,935万7,000円で、歳出合計35億5,463万6,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は同額の7,694万8,000円となっております。

次に、5ページをごらんください。

議案第78号、有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、3款国庫支出金6億3,212万3,000円、4款支払基金 交付金6億9,776万6,000円で、歳入合計24億8,938万3,000円 となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費23億2,122万9,000円で、歳出合計24億7,925万6,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は同額の1,012万7,000円となっております。

次に、6ページをごらんください。

議案第79号、有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、3款繰入金4億6,797万7,000円で、歳入合計6億7,851万円、歳出の主なものは2款後期高齢者医療納付金6億3,284万5,000円で、歳出合計6億7,383万2,000円となっており、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の467万8,000円となっております。

次に、7ページをごらんください。

議案第80号、有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1億8,899万7,000円、5款繰入金2億5,350万円で、歳入合計7億1,841万7,000円となっております。

歳出の主なものは、2款水道施設費3億8,254万7,000円、3款公債費2億8,025万9,000円で、歳出合計7億1,130万4,000円となっております。歳入歳出差引額711万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源662万7,000円を差し引きいたしました実質収支額は48万6,000円となっております。

次に、8ページをごらんください。

議案第81号、有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出合計額はともに2億9,336万9,000円で、歳入歳出差引額はゼロ 円となっております。

次に、9ページをごらんください。

議案第82号、有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出合計額はともに174万4,000円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、議案第83号、有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出合計はともに774万2,000円で、歳入歳出差引額はゼロ円となって おります。

次に、10ページをごらんください。

議案第84号、有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料5,757万6,000円、5款諸収入4,523万7,000円で、歳入合計1億693万2,000円、歳出合計は1億693万2,000円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、議案第85号、有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算で ございます。

歳入合計1,104万3,000円、歳出合計1,062万3,000円で、歳入 歳出差引額と実質収支額は同額の42万円となっております。

次に、11ページをごらんください。

議案第86号、有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、3款国庫支出金3億2,089万2,000円、6款町債3億9,960万円で、歳入合計10億3,332万4,000円となっております。

歳出の主なものは、2款公共下水道事業費の8億1,941万4,000円、歳入 歳出合計はともに10億3,332万4,000円となっており、歳入歳出差引額は ゼロ円となっております。 次に、12ページをごらんください。

議案第87号、有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計2万円、歳出合計2万円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、議案第88号、有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計53万5,000円で、歳出はございません。歳入歳出差引額と実質収支額はともに同額の53万5,000円となっております。

次に、議案第89号、有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計181万7,000円で、歳出はございません。歳入歳出差引額と実質収 支額はともに同額の181万7,000円となっております。

次に、13ページをごらんください。

議案第90号、有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。 歳入合計106万6,000円、歳出合計94万7,000円で、歳入歳出差引額 と実質収支額はともに同額の11万9,000円となっております。

次に、議案第91号、有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計は11万3,000円で、歳出はございません。歳入歳出差引額と実質収 支額はともに同額の11万3,000円となっております。

以下、14ページからは町税等の収納状況、15ページは一般会計繰入金の状況、16ページは基金繰入金状況などを、また決算書の583ページからは財産に関する調書となっており、公有財産、物品、基金に関する決算年度中の増減及び決算年度末現在高を掲げておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、一般会計及び特別会計に係る決算の補足説明を終わらせていただきます。 御審議の上、御認定賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中山 進)

続いて、建設環境部長、前守君。

○建設環境部長(前 守)

おはようございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第92号、平成23年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

決算書の1ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出で収入の部、第1款水道事業収益は4億35万2,197円です。内訳としましては、第1項営業収益3億8,087万3,120円、第2項営業外収益は1,947万9,077円でございます。

支出の部では、第1款水道事業費用といたしまして3億1,893万4,286円

です。内訳といたしまして、第1項の営業費用として2億9,218万2,172円、第2項の営業外費用は2,661万6,322円で、第3項特別損失は13万5,792円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款資本的収入は1億5, 169万5,460円です。内訳といたしましては、第1項の工事負担金1億5,1 69万5,460円、支出の部では、第1款資本的支出といたしまして2億4,32 5万5,970円です。内訳といたしまして、第1項建設改良費1億8,934万9, 145円、第2項企業債償還金5,390万6,825円となります。資本的収入額 が資本的支出額に対して9,156万510円不足しますが、これにつきましては過 年度分損益勘定保留資金2,033万1,534円、当年度損益勘定保留資金6,9 43万6,242円、消費税資本的収支調整額179万2,734円により補填させ ていただいております。

続きまして、3ページから7ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、 剰余金処分計算書(案)、貸借対照表でありますが、この中で4ページの剰余金計算 書の右側の利益剰余金の中ほどにあります繰越利益剰余金年度末残高2,188万1, 143円と当年度純利益7,049万8,998円を合計いたしました9,238万 141円が未処分利益剰余金となります。

また、5ページの剰余金処分計算書(案)につきましては、議決をいただく事項でございますが、当年度未処分利益剰余金9,238万141円の中より500万円を減債積立金3,000万円を建設改良積立金とし、残高5,738万141円は平成24年度繰越利益剰余金とさせていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、9ページから23ページまでは決算附属書類並び参考資料でございます。御 確認のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長(中山 進)

ほかに補足説明はありませんか。

――ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より、日程第16、議案第76号から日程第32、議案第92号までの平成23年度各会計の監査報告をお願いいたします。

代表監查委員、栩野信義君。

○代表監査委員(栩野信義)

ただいま平成23年度決算について審査意見を求められましたので、御報告いたします。

なお、一部会計管理者の御報告と重複する部分がございますが、御了承いただきた く存じます。 決算審査は、去る8月1日から8月6日まで、亀井監査委員とともに地方自治法第23条第2項及び同法241条第5項の規定に基づき、平成23年度有田川町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成23年度有田川町水道事業会計の決算について、予算科目を担当する各課ごとに審査をいたしました。

審査の方法といたしましては、町長から審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類並びに基金の運用状況を示す書類とともに、各課から主要施策の成果説明書の提出を求め、あわせて定期監査、随時監査及び例月出納検査の結果を参考にして実施いたしました。

審査の結果につきましては、結論的には、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算内容、その他会計事務の処理については適正に処理されており、一部の繰越明許事業を除き所期の成果を得たものと認めます。

なお、例月出納検査、定期監査や随時監査及び本審査において指摘あるいは指導した事項については、今後、検討または改善の措置を講じるよう要望するものであります。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入歳出差引額で5億1,806万3,000円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許が1億2,989万6,000円あるため、実質収支額は3億8,816万7,000円の黒字となりました。

次に、一般会計の財政構造について申し上げます。

歳入を財源別に見ますと、自主財源が23.4%、依存財源が76.6%の比率になっており、前年度と同率になっています。この構成内容につきましては、審査意見書3並びに4ページをごらんいただきたく思います。現状では、依然として財政基盤の安定性と行政活動の自立性が確保されているとは言いがたい状況にあります。

また、歳入を経常的収入と臨時的収入とに区分すると、審査意見書5ページのようになります。昨年度と比べると、経常的収入と臨時的収入とも減収しております。詳細につきましては、後ほど審査意見書5ページをごらんいただきたく思います。

性質別歳出状況につきましては、まず義務的経費が前年度より 186万5, 000 円の微増となっております。投資的経費につきましては 2 億 2 , 540万2 , 000 円、率にして 6 . 9%増加し、その他の経費は <math>5 億 4 , 568万8 , 000 円、率にして 8 . 1%減少となっています。主な要因につきましては、後ほど審査意見書 <math>6 ページをごらんいただきたく思います。

今後におきましては、公債費、人件費など経常経費を抑制するとともに、事務事業 の評価等により事業の見直しを図っていく必要があります。総じて見れば、財政運営 は前年度に比べ、やや硬直化が進んでいると考えられます。次世代への負担を考慮し、 より健全な財政運営を志向していただきたく要望するものであります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。

審査意見書 7ページに記載しておりますが、財政力の総括的指標となる財政力指数は前年度より0.009ポイント好転し、0.332となっております。なお、和歌山県の町村平均0.286と比較しますと0.046ポイント上回っています。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は86.5%と前年度比2.1ポイント上回っております。通常この指標は、70%から75%程度におさまることが妥当と考えられておりますので、当町の場合、経常収支比率は高い水準にあり、財政構造の硬直化が進んでいると言えます。

また、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率(単年度分)では、前年度に比べ0.1ポイントふえ13.1%となっております。平成22年度の和歌山県の町村平均は12.0%ですから、県内の他の町村と比べると、当町の実質公債費比率はやや上回っていると言えます。

以上の各指標等から勘案するに、改善の努力は認められるものの、現状においては 必ずしも財政構造の弾力性が維持されている状況にはなく、今後一層の努力を要する ものと考える次第であります。

それでは、次に一般会計の決算について申し上げます。審査意見書8ページ以降に 詳細を記載しております。

平成23年度一般会計決算収支は、歳入総額169億7,835万5,000円、前年度比1.9%の減、歳出総額165億6,216万3,000円、前年度比1.9%減で、歳入総額から歳出総額を引いた形式収支額は4億1,619万2,000円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は1億2,326万9,00円で、これを除いた実質収支額は2億9,292万3,000円の黒字となっており、さらに前年度の実質収支額2億8,675万1,000円を差し引いた単年度収支額は、617万2,000円の黒字ということになっております。

次に、町債の状況を申し上げますと、平成23年度末の残高は231億5,252万2,000円であり、前年度末と比べて1億7,306万2,000円の増額となっておりますが、今後とも計画的な残高の削減と健全な財政運営に努められるよう期待するところであります。

また、債務負担行為の状況につきましては、審査意見書 8ページに記載のとおり、 平成 2 4 年度以降の支出予定額は 2 7 億 1 , 3 8 3 万 8 , 0 0 0 円で、これは町債と 同じ性格であり、今後十分考慮して財政運営に当たられることを要望いたします。基 金の残高状況につきましては、審査意見書 9ページに記載しておりますが、平成 2 3 年度末現在高は 7 4 億 9 , 3 6 4 万 6 , 0 0 0 円で、前年度末から 7 億 5 , 6 2 0 万 9 , 0 0 0 円増加しております。基金の運用については、資金の安全性を第一に考え、 適正な管理、運用に努められることを希望いたします。

以上が、一般会計歳入歳出決算審査意見の総論でございます。

次に、歳入歳出の各節の御説明を申し上げます。審査意見書10ページから23ページでございます。

歳入決算額は、予算現額184億8,970万6,000円に対し収入済額169億7,835万5,000円で、収入率は91.8%となっております。また、収入調定額171億3,093万7,000円に対する収入率は99.1%で、前年度より0.1ポイント下がっております。詳細は、審査意見書10ページ及び巻末の別紙1を御参照ください。

町税につきましては、審査意見書10ページに記載のように、町税歳入決算額は2 8億8,626万3,000円で、前年度比7,261万1,000円、率にして2. 6%増加しています。

次に、滞納整理につきましては、平成23年度末、収入未済額は1億3,087万3,000円と前年度比1,235万9,000円増加しております。徴収率について見ますと、平成23年度の和歌山県下全体の平均は昨年度より0.7ポイント上がり92.2%であります。有田川町では、逆に昨年度より0.3ポイント下がり95.5%となっており、和歌山県の中では高い水準にあるものの、最近の徴収率は下がる一方であり、随時監査でも指摘しているように、租税負担の公平性の観点等から、徴収率向上に向け、より一層の努力を注いでいただくようお願いいたします。

また、不納欠損処理につきましても、その処理は法令に準拠しており適切に処理されていますが、今後その処理については、公平性の原則の上において、より適切な処理をされるようお願いいたします。

その他、款別の収入の状況につきましては、審査意見書12ページから17ページ を御参照いただきたく存じます。

次に、歳出につきまして申し上げます。

予算現額184億8,907万6,000円に対し支出済額が165億6,216万3,000円で、執行率89.6%となっており、翌年度への繰越明許費繰越額は16億3,016万5,000円で、繰り越しを含めた執行率は98.4%であります。また、全体で2億9,674万8,000円の不用額を生じておりますが、予備費を除いた実不用額は1億1,431万2,000円となっております。

その他、款別の支出の状況につきましては、審査意見書18ページから23ページ に詳しく記載しておりますので、後ほど御参照いただきたく思います。

以上をもちまして、一般会計の報告を終わらせていただきます。

次に、特別会計の決算について御報告申し上げます。審査意見書24ページから39ページ、並びに別紙5以降に詳しく記載しておりますので、概要のみ申し上げます。 平成23年度の各特別会計全体の決算収支は、歳入総額89億7,559万9,0 00円、歳出総額88億7,372万8,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億187万1,000円となっております。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源は662万7,000円、実質収支額は9,524万4,000円となり、前年度実質収支額7,416万8,000円を控除した単年度収支額は2,107万6,000円の黒字となっております。

次に、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、実質収支は7,694万8,000円の黒字となっているものの、一般会計から繰入金等により黒字化している状況にあり、国保財政は依然として厳しい状況にあります。

なお、不納欠損額、収入未済額は前年度に比べそれぞれ増加し、収納率は87. 6%、ちなみに前年度は87.2%であり、0.4ポイント上昇しています。健全な 財政運営を推進する上で収納率の向上と累積滞納額の削減を図られるよう、一般会計 と同様に徴収率の向上に向け、より一層の努力をお願いいたします。

次に、介護保険事業特別会計につきまして、歳入歳出規模は年々増加しており、本年度も一般会計より3億9,665万7,000円の繰り入れを行っています。また、635万6,000円の収入未済額が生じていますが、実態を把握の上、適切な対策を講じられるよう要望いたします。高齢化が進行し保険給付費が増加する中で、今後は予防医療の推進等行政の積極的な対応が重要であると認識いたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢化社会の中で将来にわたり持続的かつ安定的な医療保険制度を運営する目的で、老人保健制度にかわり平成20年度からスタートした制度でありますが、さまざまな問題点が指摘され、現在見直しが進められています。本年度は一般会計から4億6,797万7,000円を繰り入れしています。また、166万円の収入未済額が生じていますが、実態を把握の上、適切な対策を講じられるよう要望いたします。

公共下水道事業特別会計につきましては、平成21年4月から一部供用が開始され、 平成23年度末時点での接続率は41.4%と順調に推移しています。今後は厳しい 経営状況が予測されることから、加入促進を強力に推進するとともに、使用料や負担 金については滞納額を発生させないよう一層の努力をお願いいたします。

また、町債につきましては、平成23年度末現在高は47億2,774万9,000円であり、本年度中に3億7,561万2,000円増加しました。今後も事業の進捗に伴い、町債の増加や公債費の増加が見込まれることから、財政の裏づけのあるより現実的な事業計画を立てられるよう望むところであります。

その他特別会計につきましては、審査意見書に詳しく記載しておりますので省略させていただきます。

最後に、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況につきまして は審査意見書に記載のとおりでありますが、この附属書類の計数には誤りはなく、基 金運用も目的に沿って活用されていると認められます。

以上をもちまして一般会計並びに各特別会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成23年度有田川町水道事業会計でございます。審査に付されました決算諸表は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されております。事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値は正確であると認められます。

以下、お手元に配付しております平成23年度有田川町水道事業会計決算審査意見 書の内容を中心に御説明申し上げます。

経営状況につきましては、平成23年度における収益的収支のうち水道事業収益にあっては3億8,162万4,000円、前年度比5.4%の減、水道事業費用にあっては3億1,112万5,000円、前年度比2.4%の減となりました。この結果、純利益は7,049万9,000円となり、前年度に比べ1,425万7,000円の減益となっております。これは給水収益が昨年度に比べ2,168万3,000円減少したことによるものです。

一方、資本的収支でありますが、資本的収入は1億5,169万5,000円、資本的支出は2億4,325万6,000円となっており、差し引き9,156万1,000円の不足額が生じましたが、この不足額につきましては、審査意見書8ページに記載させていただいたとおり、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金により補填されております。

次に、給水状況でございます。審査意見書3ページに記載させていただいたとおり、前年度に比べ水量は減少しております。年間有収水量は前年度比22万2,978立 方メートルの減少となっております。有収率では84.3%と前年度比3.5ポイント改善されております。これは漏水調査及びそれに伴う修繕工事を行ったことによるもので、今後も有収率の低下を招かないよう水道管の更新や漏水調査等の対策を講じ、有収率の向上を図られるようお願いいたします。

未収金につきましては1億5,470万6,000円でありましたが、そのうち1億4,882万1,000円は他会計の事務負担金や工事負担金であり、一般会計側の出納整理期間中に全額収納されています。水道料金の未収金は484万2,000円で、収納率は98.6%と前年度に比べ0.3ポイント向上しています。

水道料金については、利用者負担の原則から引き続き未納解消に努められますとと もに、悪質な滞納者に対してはしかるべき措置を講ずるなどの厳格な対応を図られま すようお願いいたします。

その他詳細につきましては、お手元に配付いたしました平成23年度有田川町水道 事業会計決算審査意見書に水道事業の財務諸表を添付し、損益及び財政状況を示して おりますので、後ほどごらんいただくようお願いいたします。

これにて水道事業会計を終わらせていただきます。

次に、審査に付されました平成23年度健全化判断比率等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの算出過程並びに比率等については、いずれも適正であると認められます。各比率は前年度より改善されているものの、依然として厳しい財政状況にあることから、今後これらの指標の動向を十分注視し、健全な財政運営をされるよう要望いたします。

次に、各比率ごとの意見について申し上げます。お手元の審査意見書において詳し く記載しておりますので、概要を申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、先ほど御報告したとおり、平成23年度の実質収支は2億9,292万3,000円の黒字であります。したがって、実質赤字比率は発生しておりません。しかしながら、歳入のうち42.5%を地方交付税に依存しております。普通交付税の合併算定替特例措置の終了する平成27年度以降に備えた財政規模の見直しが必要になるものと予測されます。

次に、連結実質赤字比率について申し上げます。普通会計に公営事業会計を含めた連結での実質収支は、全ての特別会計において黒字となり、連結実質赤字比率は発生していません。実質公債費比率につきましては、3カ年平均であらわすことにより13.5%となっております。前年度14.2%と比較して0.7ポイント改善されております。

次に、将来負担比率について申し上げます。審査意見書3ページをごらんいただきたいと思います。将来負担比率は66.3%となっており、この数値も昨年度より10.4ポイント改善されており、早期健全化基準の350%を大幅に下回っております。しかしながら、公共下水道事業の地方債残高は年々増加していることなど、今後ともより健全化を志向していくことが肝要であると考えます。

最後に、資金不足比率について、これは審査意見書3ページから4ページに記載しておりますが、各会計とも資金不足は発生しておりません。しかし、水道事業会計と 浄化槽事業特別会計を除く各特別会計では、繰り入れ基準以上の一般会計からの繰り 入れを行っております。今後これらの抑制に努め、受益者負担ないし独立採算を原則 とした思考で努力されることを期待いたします。

以上、平成23年度有田川町各会計決算の審査意見及び財政健全化判断比率等の報告を行いましたが、なお一層財政健全化を志向し、町民の信頼に応えるため、行政の改革と執行体制の確立をお願い申し上げまして、監査委員としての報告を終わらせていただきます。

○議長(中山 進)

以上、監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩中に3階中会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいた します。 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

休憩 11時17分 再開 16時36分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(中山 進)

再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は、都合によりあらかじめ2時間、午後7時まで延長したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を2時間、午後7時まで延長することに決定しました。 休憩します。

~~~~~~~~~~~~~~~~~

休憩 16時37分 再開 17時50分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## ○議長(中山 進)

再開いたします。

······日程第5 報告第19号·······

### ○議長(中山 進)

日程第5、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度有 田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(中山 進)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

# ○議長(中山 進)

起立多数であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

······日程第6 報告第20号······

# ○議長(中山 進)

日程第6、報告第20号、平成23年度有田川町財政健全化判断比率等についてを 議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第16、議案第76号から日程第32、議案第92号まで及び日程第38、議案第98号から日程第55、議案第115号までを先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第16、議案第76号から日程第32、議案第92号まで及び日程第38、議案第98号から日程第55、議案第115号までを先に審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第16、議案第76号から日程第32、議案第92号までの17件を一括議題 としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

…………日程第16 議案第76号~日程第32 議案第92号…………

## ○議長(中山 進)

日程第16、議案第76号から日程第32、議案第92号までの17件を一括議題 とします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第76号から議案第92号までの17件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号から議案第92号までの17件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、 委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において、増谷憲君、東武史君、佐々 木裕哲君、新家弘君、西弘義君、森谷信哉君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した6人を、決算審査特別委員会の委員に選任すること に決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 17時54分

再開 17時55分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## ○議長(中山 進)

再開します。

報告いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会により正副委員長について、互選された結果の報告を受けています。

委員長に佐々木裕哲君、副委員長に東武史君が選任されましたので御報告いたします。

お諮りします。

決算審査特別委員会に付託して審査することに決定した議案のうち、議案第76号 から議案第91号までの16件は、閉会中の継続審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号から議案第91号までの16件は、閉会中の継続審査と することに決定しました。

お諮りします。

日程第38、議案第98号から日程第50、議案第110号までの13件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

…………日程第38 議案第98号~日程第50 議案第110号…………

#### ○議長(中山 進)

日程第38、議案第98号から日程第50、議案第110号までの13件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています日程第38、議案第98号から日程第50、議案第1 10号までの13件については産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、日程第38、議案第98号から日程第50、議案第110号までの1 3件については、産業建設常任委員会に付託して審査することに決定しました。

······日程第51 議案第111号···········

#### ○議長(中山 進)

日程第51、議案第111号、平成24年度都市農山漁村総合交流促進施設レストラン・物販棟新築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、殿井堯君。

# ○10番(殿井 堯)

これ、レストラン販売の入札ですね。これについて、入札指名業者、特定というこ

とで判断されると思うんですけども、この特定というのは今まで、小川小学校のプー ルからずっと特定で来てますね。だから同じメンバーですよね。だから、4,000 万円以上を下請へ出す場合に、特定でなければならない、特定を持ってなければなら ないという理由で多分このメンバーになったと思いますけども、これは正式に言うて、 仮に特定を持ってなかっても、この入札へ参加できる、こなせる業者の実績とかそん なもんがある業者でも特定を持ってないために入れんと。ただ、その下請4,000 万円を出さんとわしとこで全てやるんやって言うたら、これ権利はありますね。そこ らの点もひとつお聞かせ願いたいのと、これ同じ業者がくるくる何項目かのなんでや ってると。これやったら、やっぱりどうしても支障を来すというふうな感覚になって ると思うんで、どこがどうのとか、ここがどうのとはこの議会ではもう申しません。 申しませんけど、もうちょっと入札方法、何十遍も同じメンバーで、仮に金屋町の庁 舎のこれを例にとってやれば、三洋建設が入札したと、仮に95やと。それの下請へ 同指名の入っている人間が下請をしたと。まず三洋さんがとったと。それでA、B、 C、この同じグループの中で下請してると。悪う言えば、おまえがこれをとれと、そ れでわえとこ、わえとこ、わえとこと下請させてくれと。次に物件をおまえがとった ら、わえとこ、わえとこ、わえとこで下請させてくれというふうな感覚で回りやすい と思うんで、その指名資格審査委員会のあり方をどう考えているんか。それと特定で 出さんと入札ができやんのか、ここを1点お聞かせください。

#### ○議長(中山 進)

町長、中山正隆君。

#### ○町長(中山正隆)

殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。

以前、僕もできるだけ町内業者で力のある人、それは特定を持ってあろうがなかろうが、入っていただいたらええということで入れた経緯があります。その時点で、ある議員に、これ特定を持ってないのに、この6,000万円以上の工事に出すんはおかしいんちゃうかという御指摘を受けまして、これを議会で受けました。そのために、それから特定業者に限って、今、入札に参加をしていただいておるというのが現状であります。議会が許してくれるんであれば、もう少し枠を広げて、今後、入札に参加していただけることはできると思いますんで、その点、議会のほうで御承認をいただけたら。以前は1回、特定を入れんとやったことあるんです。ほいたら議会で、特定を持ってないのにこの業者はどういうことかということで質問を受けました、ある議員から。それ以後、ずっと6,000万円以上、6,000万円までは特定はなかっても入れるんですけれども、6,000万円以上の工事については特定の方に今はお願いしているという実情でありますんで、御理解を賜りたいと思います。

僕はもう少し広げてみんなでやってくれたらいいという考えは持ってます。ただ、 議会でそういう御質問を受けて、これおかしいんちゃうかという指摘を受けた経緯が あって、それから特定業者さんに6,000万円以上の工事についてはお願いしているという現状であります。とにかく、地元の業者というのも、これは地元の企業でありますんで、みんなに入っていただけるように、地元でやってもらうということが基本でありますんで、そこら辺も今後また1回検討をさせていただきますんで、議会のほうからもぜひ応援をしていただきたいと思います。

(「まだ、なん違いますよ。質問事項の答弁漏れ。特定を持ってない業者も入れる金額なんですか、6,000万円以上は。特定を持ってなかったら、6,000万円以上へ入れるんか、入れやんのか、それは結局どうなりますか。」と殿井議員、呼ぶ)

# ○町長(中山正隆)

それは別に入っても構わんと思います。

(「ちょっと待って、それはおかしいで」と殿井議員、呼ぶ)

- ○町長 (中山正隆)
  - 6,000万円以上になったら下請へ出さんなんところがあるんで、それは特定ではなかったらちょっとぐあい悪いなと。
- ○議長(中山 進)

10番、殿井堯君。

- ○10番(殿井 堯)
  - 6,000万円以上とかそんなんは、町長、関係ないん違いますか。4,000万円以上を下請へ出すから、特定を持ってなかったら悪いということなんと違いますか。6,000万円、7,000万円でも構わんと。要するに、4,000万円以上を下請へ出す場合は、特定を持ってなかったら下請へ出せないということと違いますか。(「4,500」と呼ぶ者あり)
- ○10番(殿井 堯)
  - 4,500万円以上を下請へ出す場合、もし下請へ出さなんだら、特定を持ってなかっても業者は入れるということでしょう。

これ1回目になるさかい、議長、ちょっと考えといてよ。これ、まだあっちこっち、 どっちが何やわからんようになってるさかい。

(「ちょっと暫時休憩して」と呼ぶ者あり)

○議長(中山 進)

暫時休憩します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(中山 進)

再開いたします。

副町長、山﨑博司君。

# ○副町長 (山﨑博司)

お答えします。

今の特定業者の件ですけども、町の基準は6,000万円ということで決めております。それ以下の業者については、資格審査の段階で決めるわけですけども、今御質問のように、6,000万円以上であっても自社によって十分施工可能だということだと思いますが、これについては、その業者については資格審査会で慎重に審査させていただきます。

## ○議長(中山 進)

10番、殿井堯君。

# ○10番(殿井 堯)

もう3回目ですから、最後の質問になると思うけども、特定業者というのは特定で、 その資格を持っていると。4,500万円以上を下請へ出しても、それは構いません という何を持ってるということだけを確かめてそういうふうになりましたけどね。た だ、この指名審査委員会にかけるときに、この9社、この前は入ってますね、このあ さぎりの販売棟。9社入ってるんやけど、これ8社とか9社で、最近入ったのはこの 徳岡さん。最近、初めてこの徳岡という業者が入ってきたと。それともう1つは、入 ったり入らなんだりしてるのはこの野田さん。これは1級建築士の資格を持った人が ない場合は入れませんね。だから、それは事前に審査のほうで1級建築士を2人持っ てますかということで、それはクリアした業者がこれへ入ってると思うんです。そう いう判断でいいとは思うんですけども、ただ万が一、この業者に対して、さっきから 言うてるように、同じメンバーで入れて、誰かがとったら、同じそのメンバーが下請 へ皆入ってると。はっきり言うて、御霊のプールから始まって、その小川のプールが 一番最初で、その下請へ、この同じ指名業者が同じように下請してると。次のときに とったら、今度はBがとったら、C、Dさんが同じように下請へ入ってると。今まで の特定で調べてもらったらすぐわかりますけども、それはもうどの業者を選んで、ど の業者が下請へ入ろうと、それはとった業者の権限やって言われりゃ、そういう言い 方をされれば仕方ない。ただ、同じこの8社で、同じように下請も皆回ってると。

またこなえだうち金屋中学校の、この件もこのときに物すごい問題になりました。 三洋さんがとりまして、そこへ同じこのメンバーが3社が下請へ入ったと。間違いないですね。下請というのは、もう総務のほうへ登録してるはずなんで。その次に入札された、この今やってる、もう完成しました武道館、これも次の業者がとって、それであと2社、この中のメンバーが下請へ入ってると。それが今まで何十回って繰り返されてるんで、こういうのはいかがなもんですかっていうことなんで、その疑問に対して一遍お答えをしてください。それで質問を終わらせていただきます。

# ○議長(中山 進)

町長、中山正隆君。

# ○町長 (中山正隆)

僕もその今までの工事の下請の、総務へは来てるそうですけど、それは見たことがないんで。今後、できるだけ特定の方がとれば下請へ回せるということでありますんで、含めてこれから町内業者に幅広くやっていただけるように指導、指導できるんかできんかわかりませんけれども、その方向で町としては進んでいきたいと思います。

#### ○議長(中山 進)

ほかに質疑はありませんか。

17番、亀井次男君。

#### ○17番(亀井次男)

今の話は、全員協議会でもこの議案説明のときに行って、ただ町長のところへどう 耳に入ってるんか知らんけど、副町長のとこまで議員がいろいろ話をしてると。もう これを流会でということで、議員が過半数に近いぐらい出てるんで、議長、すまんね けどね、今提案してるんやけど、これを置いて、あとの消防関係の問題もあるんで、 これを一遍審議、先にしていただきたいと。そうせんなんだら、この話が流れたら、 あとの議題まで何すると思うんで、そこの点、一遍、議長、ちょっと計らって、これ を今のとこで中止にして、次の議案第112号関連の審議をしていただきたいと思い ます。御検討をお願いしたいと思います。

# ○議長(中山 進)

6番、前勢利夫君

#### ○6番(前勢利夫)

流会は本会議において、議長が宣言して初めて流会が成立するんでございまして、会議の冒頭に当たりまして、本日につきましては全員出席して会議が開会されております。その途中で出ていった者については、みずからの議決権を我がから放棄したんですよって欠席とみなして、当然、採決権が我がで放棄したことになるんですが。事務局長、この点について、国会らもそういう方式になっておりますけど、地方議会においてはどういうふうになるんですか。法的な解釈をまずお示しいただきたいと思います。

# ○事務局長(山本泰司)

議員の質問にお答えします。

現在、出席議員は10名でございます。2分の1の議員が出席されておりますので、この会は成立していると思います。

#### ○議長(中山 進)

6番、前勢利夫君。

### ○6番(前勢利夫)

それを結局、このメンバーでこれだけの数があれば議決については有効だっていう

ように今の発言でございますが、それでよろしいんですね。

○議長(中山 進)

はい、どうぞ。

○事務局長(山本泰司)

その解釈で結構だと思います。

○議長(中山 進)

12番。よろしいですか。12番。

○12番(楠部重計)

採決の時、出て行ったらどうなんのよ。

○議長(中山 進)

それは個人の自由です。

(「採決の時出て行くて、それはもう権利放棄やっていう」と前勢議員、呼ぶ)

(「これ、順番を変えられんのかというんだけ、いっぺん聞いといてほしいよ」と亀井議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

後で提案します。

今の件について、問題ないですか。

(「そやけど、この件で出ていった議員はあるけど、ほかの件では出ていかない議員というのが、多分この件に係ったさけちょっとぐあい悪いさかいに、111ですか、この件で出ていったけど、仮に消防の件とかそんな件は一切それの類いは出てないんやから、多分それを先にやったら皆残ってますと。この件だけ出ていったということでしょう」と殿井議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

暫時休憩します。

.~~~~~~~~~~~

休憩 18時18分 再開 18時19分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(中山 進)

再開をいたします。

ただいま17番、亀井次男君からの提案なんですけども、111号を後に回して、 先に112号から採決したらどうですかという話なんですけど、どのように計らいま すか。

賛成の方は挙手願います。

——6番、前勢利夫君。

○6番(前勢利夫)

それじゃあ時間をまた延長して、きょう、議長としては採決するつもりはあるんで すか。それとも、もう延ばすんですか。その辺はもうはっきりしてくださいよ。

○議長(中山 進)

採決する予定です。

○6番(前勢利夫)

延ばすんやったら、そんな好き勝手で、議案ごとに何をするっていうようなこと、 習慣づけたらえらいことになってくるで。そんな議会らって通るかよ。我が気に入ら んさけ会議を出とる、それやったら反対を表明したらええんや、堂々と。

(「順番にとってよ」と殿井議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

いや今、亀井君の。

(「だから亀井議員は亀井議員の意見で、我々はもうやってください言うとるんやけ やってよ」と殿井議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

その決を今とっているわけです。

どうしますか。賛成の方は挙手願います。

(「賛成というのは、今やってるのをやるの」と殿井議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

ちゃうちゃう、亀井議員の。

(「順番どおりやっていくということやね」と佐々木議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

違う、違う。亀井議員の提案。

(「うちは挙手やない、起立やぞ、採決は」と前勢議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

起立願います。

(「後へ回すいうことやろ」と殿井議員、呼ぶ)

[起立少数]

○議長(中山 進)

――それでは、亀井議員の提案は否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

○議長(中山 進)

6番、前勢利夫君

○6番(前勢利夫)

私、この問題に関連して一遍まあ聞いておきたいんです。

いわゆる執行部も、この際はっきり見解を求めておくのは、いわゆる私は産建に所属しておりまして、何回かこの問題の討議をやったんでございます。要するに入札方

式というのは、一般競争入札、それから指名入札、もう1つは随契、この3つは地方 自治法において許されております。これは当然この特定業者を交えてやるということ については、先ほども質問がありましたとおり、金額によってそういう制度があるわ けでございますが。これ本当に今の状況の中で、国はもうもちろんのことでございま すが、県自体も非常に最近では、指名競争入札をやめておる県もあるし、もちろん大 きな市であればそういうことはもうやめてる何があります。

御案内のとおり、うちのこの公共事業に対する契約条例を見ても、101条に指名業者の責任について、この前も産建の委員長が主催というか説明をされる、31日の会議においても、私、追及させていただいたんでございますが。その指名の条件として2つあります。1つは、過去における町との契約の履行が誠実であったもの、これが1つの条件になります。もう1つは、契約の履行が誠実かつ確実と見ておられるもの。これ、なぜ私が言いますかといいますと、残念ながら今度の、これにも関連するんですが、入札において瑕疵の問題が発生しました。これは契約の設計した相手方も認めて、覚書によって町長と、この瑕疵については責任をもって私は処理しますということは何されとんのですけどね。この辺についての今後絶対的に今の2つの条項になんして、審査会においてもやってもらわんと、状況を、本当に世間全体から見て、何をやってるの、やっぱり昔の指名入札に隠れて談合をやってるんねやないかというのは、これがもし関係当局の耳に入ったら大変なことになりますよ、私が言うとおり。

しかも、これは我々が要求すれば、当然その特定業者による、先ほども10番議員が質問されましたとおり、過去の特定を入れたずっとパーセンテージを出しなさいよと言われたらですよ、これ当局は否定できませんよ、業者から言われても。まして議会の代表である議員から請求があった場合は、これは1人の請求があっても答えなければいけませんよ、文書によって、口頭やなしに。

その中で、そういう今回のような例はずっと集積されておるとしたら、これ何かの機会において修正せなんだら、こんなことをいつまでも続けよったら、この財政の厳しいって口で言いもてですよ。片一方は、入札やったら、大手の場合やったら75%前後、片一方は94%、場合によったら98%、こんな何がこれ、それを認めていくことになってきたら、本当にものすごい大きな問題になってくると思うんです。

たいへんあれですけども、あれだけ論議する中で、今度の問題をめぐりまして、議長、全員協議会でも検討、みんなの意見を聞く中で、1つのけじめをこの際きちっとつけとかんと、これがあたかも有田川町の今までもやってきて、これからもこれを継続するんだということになってきて、これはもうほんまに奥へ行って、あの瑕疵の問題が出た途端に、ここに行政局長もおりますけど、今、あれに関連した旧清水の町内の業者がどんなことを言うてるか。また、住民が今何を言うてるか、この住民の声をきちっと背景にした適切な議会としての対応をとっておかなんだら、議会自体も議長、同じ当局と責任を負わんなんですよ、1回間違いを起こしたことになってきたら。そ

うでしょう。

あの和歌山大学との契約したことを、今度、我々は初めて知ったんでしょう。私が知ったのは8月31日、あの文書1つを見てでも、町にあれだけの文書をつくる、残念ながら能力はないと、あれを見たらわかりますよ、ほんまに。

和歌山大学が持ってきた契約書へ町の最高責任者は判を押しとるのにすぎないということはもう明らかに立証されるんじゃないんですか。ほんまに今、本当に町を憂うんであれば、一歩後退してでも町執行部も業者自体も、私はこの問題をきちっと議会がけじめをつけても、決して苦情は出てこんと思うんですよ。だから、この際、もう早くけじめをつけて、一時不再議でこの会期中はともかくとして、これを起点にして善処する方法をきちっとこの場でもう、そんないろいろ論議する、ただいうことやなしに、けじめをつけとかんと、これ大変なことになりますよ。これだけ、私はもうはっきり申し上げておきますよ。

# ○議長(中山 進)

定足数に達していませんので、議会は成立いたしません。 休憩します。

~~~~~~~~~~~~~~~

休憩 18時29分 再開 19時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(中山 進)

時間が来ましたので、本日の会議は流会になります。 終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

延会 19時00分